

令和4年12月22日からの大雪による災害により 被害を受けられました皆さまへ

令和4年12月22日からの大雪による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、テナント家賃保証 カスタマーインタラクショセンターへご連絡ください。

テナント家賃保証 カスタマーインタラクショセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

| 適用都道府県 | 適用地域 | 法適用日 |
|--------|---|--------|
| 北海道 | 北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町 | 12月23日 |
| 新潟県 | 村上市 | 12月23日 |
| | 佐渡市 | 12月22日 |